

市内転居された方へ（表面）
（手続きの詳細については担当課に確認してください。）

2025年4月1日改訂
※この用紙はもえぎ色です

【項 目】	【手続き場所】 ※手続きによって受付不可の施設があります。 ご注意ください。			【手続きの内容】 手続きの際は、必要書類を担当課に確認してください。
	担当課		市民センター （石川分館含む）	
藤沢市に転居届を出した方（住民異動受理通知書）	本 庁 舎 1 階	市民窓口センター 0466-50-8268		手続き完了後、新しい住所の世帯主宛に異動確認の通知を発送しますので、必ず内容を確認してください。
印鑑登録			○ ※藤沢・村岡市民センターを除く	転居届により、印鑑登録の住所も自動的に変わりますので手続き不要です。登録証はそのまま継続して使用できます。
国民年金加入者 年金受給者		保険年金課 0466-50-3521	○ ※藤沢・村岡市民センターを除く	原則、住所変更の届出は不要です。 共済年金受給者は、各共済組合にお問い合わせください。
後期高齢者医療		保険年金課 0466-50-3575	○ ※藤沢市民センターを除く	資格確認書又は被保険者証をお持ちの方は、住所変更の手続きが必要です。資格確認書又は被保険者証をお持ちのうえ、手続きしてください。（新しい資格確認書は後日郵送します）
藤沢市営墓地使用者の方	本 庁 舎 2 階	福祉総務課 0466-50-8258	×	墓地使用許可証及び住所の変更内容がわかるもの（住民票・マイナンバーカード等）を持って手続きしてください。
小児医療証 ひとり親家庭等福祉医療証	本 庁 舎 3 階	子育て給付課 0466-50-3580	○ ※藤沢市民センターを除く	住所変更の届出が必要です。 お持ちの医療証を持って手続きしてください。
①児童手当 ②児童扶養手当・特別児童扶養手当				①受給者と児童が別居する場合は、手続きが必要です。 ②住所変更の手続きが必要です。 手当証書又は受給証明書が交付されている方は、手当証書等を持って手続きしてください。
自立支援医療受給者証（育成医療）			×	自立支援医療受給者証は子育て給付課で住所変更の手続きが必要です。お手持ちの受給者証を持って手続きをしてください。
幼児教育・保育の無償化に係る給付認定（教育・保育 給付認定、施設等利用給付認定）		保育課 0466-50-8226	×	住所変更の手続きが必要です。 来庁での手続きか、市ホームページをご確認のうえ郵送にて手続きしてください。
指定学区以外に通学する小・中学生		学務保健課 0466-50-3558	×	指定された学校以外に通学する方は、学務保健課に相談してください。 ※現在、私立学校に通っている方は手続き不要です。 ※新小1・新中1の方で私立学校に入学する場合は、学務保健課に入学承諾書等を提出してください。 ※特別支援学級に就学される方は、学務保健課で手続きが必要です。
125cc以下のバイクをお持ちの方	本 庁 舎 4 階	納税課 0466-50-3570	△ ※明治・湘南大庭・長後・遠藤市民 センターのみ可	新しい住所の標識交付証明書と差し替えが必要です。 住民登録が完了してから、標識交付証明書と本人確認書類を持って手続きしてください。 また、排気量126cc以上のバイク、3・4輪の軽自動車は手続き場所が市役所ではありません。下記の場所にて手続きを行ってください。 排気量126cc以上のバイク：湘南自動車検査登録事務所 3・4輪の軽自動車：軽自動車検査協会 神奈川事務所湘南支所
特定医療費（指定難病） 医療受給者証	保 健 所 4 階	保健予防課 0466-50-3593	×	受給者証の住所変更の届出が必要です。 受給者証と、新しい住所及び受給者氏名が記載された公的書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を持って手続きしてください。
肝炎治療受給者証				
被爆者健康手帳等				健康手帳等の住所変更の届出が必要です。 お手元にある被爆者健康手帳等関係書類、住民票の写しを持って手続きしてください。
犬を飼っている方		生活衛生課 0466-50-3594	×	・保健所に来所、電話又は電子申請で登録事項の変更手続きをしてください。 ・マイクロチップが装着され、国システムに登録している犬は、マイクロチップの情報変更手続きをしてください。保健所での手続きは不要です。

以下の手続きは、転居届出と同時に受付できるものです。（場合により、担当課等へご案内することがあります。手続きの詳細については担当課に確認してください。）

【項 目】	【手続き場所】 ※手続きによって受付不可の施設があります。 ご注意ください。			【手続きの内容】 手続きの際は、必要書類を担当課に確認してください。
	担当課		市民センター （石川分館含む）	
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	本 庁 舎 1 階	市民窓口センター 0466-50-8269	○ ※ <u>藤沢・村岡市民センターを除く</u>	カードをお持ちの方は、住所変更の届出が必要です。 また、署名用電子証明書が搭載されている方は自動的に失効しますので、引き続き利用を希望される場合には再発行が必要です。 手続きの際はカードと暗証番号を設定されている場合は暗証番号の入力が必要です。 ※代理人が届出する場合は市民窓口センターにお問い合わせください。
国民健康保険		保険年金課 0466-50-3574	○ ※ <u>藤沢・村岡市民センターを除く</u>	国民健康保険加入者全員分の、資格確認書又は被保険者証（いずれも持っている場合のみ）をお持ちになり、保険年金課又は市民センターで手続きしてください。窓口に持参がなかった場合は後日持参し、新しい住所の資格確認書に差し替えが必要です。 なお、世帯主の変更や世帯員の異動等によって、保険料の変更が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証	本 庁 舎 2 階	介護保険課 0466-50-8276	○ ※ <u>藤沢市民センターを除く</u>	後日、新しい住所を記載した被保険者証、負担割合証（お持ちの方のみ）、負担限度額認定証（お持ちの方のみ）をお送りします。旧住所の被保険者証等は、お返しください。 ※世帯構成が変わる場合、負担限度額認定を受けられなくなることもあります。
障がい者等医療証		障がい者支援課 0466-50-3518	○ ※ <u>藤沢市民センターを除く</u>	医療証の住所変更の届出が必要です。
①身体障がい者手帳 ②療育手帳 ③精神障がい者保健福祉手帳 ④自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療） ⑤障がい福祉サービス受給者証	本 庁 舎 2 階	【18歳以上】 障がい者支援課 0466-50-3528	○ ※ <u>藤沢市民センターを除く</u>	各種手帳、受給者証の住所変更の届出が必要です。
	本 庁 舎 3 階	【18歳未満】 こども家庭センター 0466-50-3569		